



# 子ども支援に関して

Children SUPPORT

鳴門市が行っている子ども支援とは？

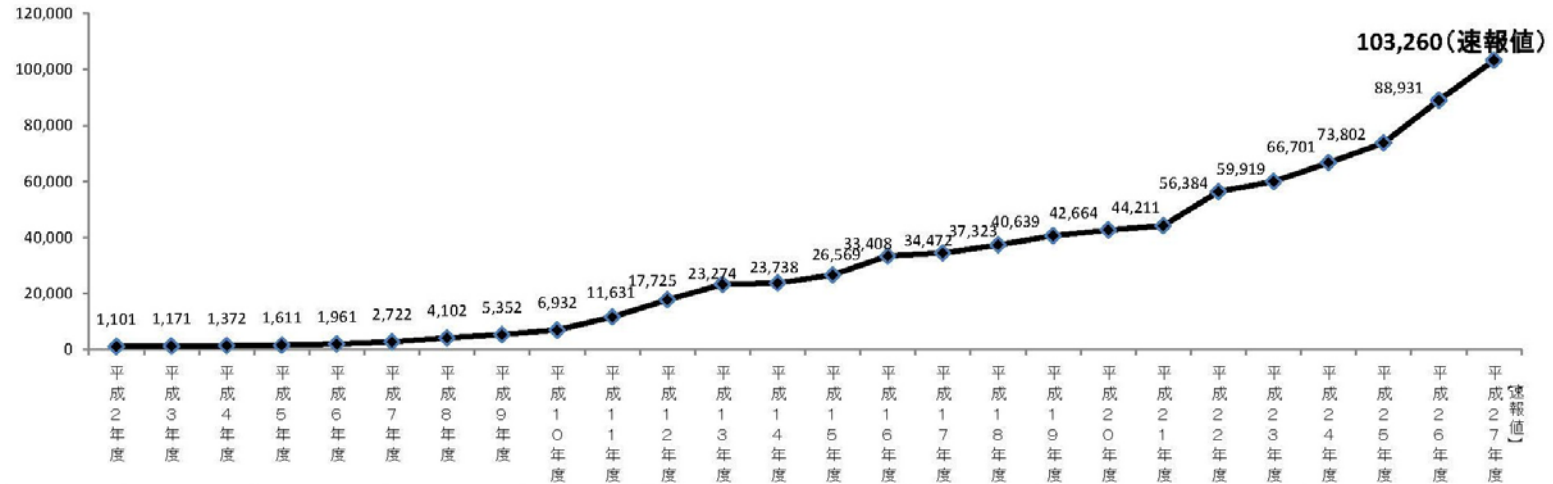


右図からも分かるように、児童虐待の相談件数は年々右肩上がりになっています。

鳴門市役所では、虐待の通告があった場合、48時間以内の目視による安否確認に努め、また母親にかかわる女性支援の相談員と連携し、必要であれば学校や地域の支援者とも連携をとって、被虐待児にかかる様々な支援を行っています。

※厚生労働省HPより

### 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(速報値)
件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
対前年度比	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 児童虐待の態様

多くの事例においては、いくつかの態様が複合していることもあります

### 「身体的虐待」とは

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

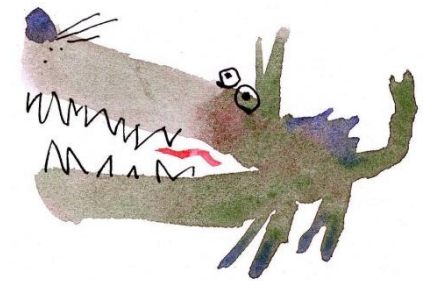
- 首を絞める、殴る、蹴る
- タバコの火を押しつける
- 激しく揺さぶる
- 投げ落とす、逆さ吊りにする
- 縄などにより拘束する
- 戸外に閉め出す



### 「性的虐待」とは

児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること

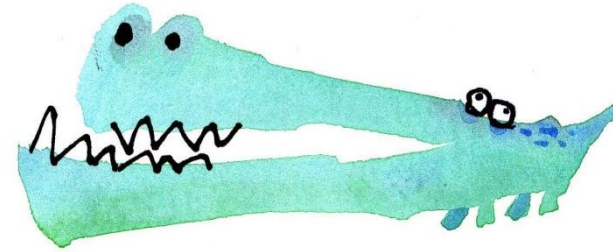
- 児童への淫行
- 児童ポルノの被写体にする
- 性的暴力や性的行為の強要
- 性器や性交を見せる



### 「怠慢又は拒否（ネグレクト）」とは

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること

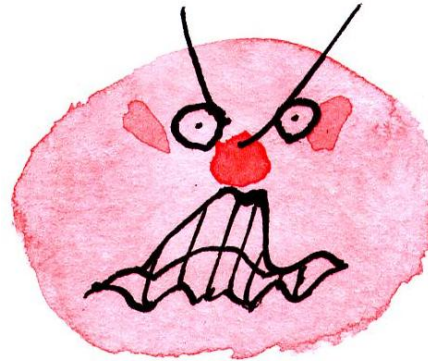
- 乳幼児を家に残したまま長時間外出する
- 乳幼児を車中に長時間放置する
- 適切な食事を与えない
- 病気になっても医者に診せない
- 着衣を長期間着替えさせないなど不潔なままにする
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない



## 「心理的虐待」とは

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- 暴力的な言動で脅かす
- 児童の面前で家族などに対し暴力を繰り返す
- 無視や、拒否的な態度を示す
- 他の兄弟姉妹との著しく差別的な扱い



少しでも気になる点があればご一報ください。

誰が通告したかが他に漏れることは決してありませんし、対象家庭の情報が部外者に漏れることもありません。

**緊急性があると判断させた場合は迷わず110番！**

通告者の判断責任は問われません（たとえ間違っていたとしても罰せられることはありません）し、通告者に立証責任（虐待が行われていることを証明する必要）もありません。

**あなたの一本の電話で、救われる命があります！！**